

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除の拡充及び延長	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税:義(国税13) 法人住民税、法人事業税:義(地方税8)(自動連動)
		② 上記以外の税目	所得税、個人住民税:外
3	要望区分等の別	【新設・ 拡充 ・ 延長 】 【 単独 ・主管・共管】	
4	内容	《現行制度の概要》 国内鉱業者等が、新たな探鉱活動の支出に備えるために所得等の一部を準備金として積立て、その準備金を実際に探鉱費として支出した場合に、一定額の特別控除を認める鉱業所得の課税の特例制度。	
		《要望の内容》 令和7年3月31日で適用期限の到来する本制度について、適用期限を3年間延長するとともに、海外探鉱準備金制度の対象者である国内鉱業者に準ずるものに係る適用要件の見直しを行う。	
		《関係条項》 ・法人税 [探鉱準備金又は海外探鉱準備金] 租税特別措置法第58条、同法施行令第34条、同法施行規則第21条の15 [新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費] 租税特別措置法第59条、同法施行令第35条、同法施行規則第21条の16 ・法人税(連結法人) [探鉱準備金又は海外探鉱準備金] 租税特別措置法第68条の61、同法施行令第39条の88、同法施行規則第22条の59 [新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費] 租税特別措置法第68条の62、同法施行令第39条の89、同法施行規則第21条の16(読替規定) ・所得税 [探鉱準備金] 租税特別措置法第22条、同法施行令第14条、同法施行規則第9条 [新鉱床探鉱費の特別控除] 租税特別措置法第23条、同法施行令第15条、同法施行規則第9条の2	
5	担当部局	製造産業局鉱物課	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和6年8月 分析対象期間:令和4年4月1日～令和10年3月31日	

7	創設年度及び改正経緯		<p>昭和 40 年度 「探鉱準備金と新鉱床探鉱費の特別控除」制度創設(3 年間)</p> <p>昭和 43 年度 延長(2 年間)</p> <p>昭和 45 年度 延長(1 年間)</p> <p>昭和 46 年度 延長(3 年間)</p> <p>昭和 49 年度 延長(3 年間)</p> <p>昭和 50 年度 拡充(海外探鉱準備金及び海外新鉱床探鉱費の特別控除)</p> <p>昭和 51 年度 縮減(準備金収入金額基準: 15%→14%)</p> <p>昭和 52 年度 延長(3 年間) 縮減(準備金収入金額基準: 14%→13%)</p> <p>昭和 55 年度 延長(3 年間)</p> <p>昭和 58 年度 延長(3 年間)</p> <p>昭和 61 年度 延長(3 年間)</p> <p>平成 元 年度延長(3 年間)</p> <p>平成 4 年度 延長(3 年間)</p> <p>平成 7 年度 延長(3 年間)</p> <p>平成 10 年度 延長(3 年間) 縮減(準備金収入金額基準: 13%→12%)</p> <p>平成 13 年度 延長(3 年間)</p> <p>平成 16 年度 延長(3 年間)</p> <p>平成 19 年度 延長(3 年間)</p> <p>平成 22 年度 延長(3 年間)</p> <p>平成 25 年度 延長(3 年間) 拡充(国内鉱業者に準ずる者の新設等) 縮減(海外探鉱準備金所得金額基準: 50%→40%)</p> <p>平成 28 年度 延長(3 年間) 拡充(準備金積立据置期間の延長: 3 年→5 年) 縮減(減耗控除限度額の所得基準: 翌期繰越欠損金控除後額に変更等)</p> <p>令和元年度 延長(3 年間) 拡充(国内鉱業者に準ずる者の要件: 出資比率 50%以上→議決権比率 50%以上) 縮減(海外自主開発法人要件: 鉱石引取率 30%→40%)</p> <p>令和 4 年度 延長(3 年間) 縮減(特別控除の対象から、石炭、亜炭及びアスファルトを除外)</p>
8	適用又は延長期間		令和 7 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日(3 年間)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>エネルギー政策において、石油・天然ガスは 2030 年度の一次エネルギー供給においても合計約 5 割を占める見通しであり、重要な燃料である。他方、世界的な脱炭素化によりダイベストメントが進行し、気候変動対策への社会的な関心・要請の高まりにより事業者の</p>

リスクテイクが乏しくなっている。また、世界的なカーボンニュートラルの流れを受けて、石油・天然ガスに関する供給国の政策予見性の低下等が生じている。こうした中、ウクライナ危機によって世界の供給余力は減少した。我が国においても、燃料価格や電気料金等の高騰、これらに伴う物価高騰など大きな影響を受けた。これらにより、エネルギー・セキュリティの重要性が再認識されたところ。

2024年6月に開催されたG7プーリア首脳サミットにおいても、世界の天然ガス・LNG需給は引き続きタイトである中、天然ガス・LNGの重要性や、将来的な天然ガス・LNG不足への対応にはガスへの投資が適切であることが認識されている。

我が国においても、いかなる情勢変化へ柔軟に対応するための基盤をより強固なものとするため、石油・天然ガスの権益取得や調達先の多角化を進め、自主開発比率を可能な限り高めていくことがこれまで以上に重要となっている。

また、金属鉱物についても、2050年カーボンニュートラル実現に向けて、あらゆる工業製品の原材料として、国民生活及び経済活動を支える重要な資源であるが、同様にほぼ全量を海外からの輸入に依存していることや、国際市況の不安定化、探鉱開発プロジェクトの奥地化・深部化、資源国におけるナショナリズムの高まり等によるサプライチェーンの脆弱性に加え、国内外での脱炭素化の動きに伴う金属鉱物資源を巡る各国の資源獲得競争が激化するなど、安定供給確保においてリスクを抱えている。

エネルギー・資源の自主開発等の推進を通じて、これら課題を克服し、我が国の石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の長期的かつ持続的な安定供給を維持・確保する。

《政策目的の根拠》

○経済財政運営と改革の基本方針 2024(令和6年6月21日閣議決定)

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現

3.投資の拡大及び革新技術の社会実装による社会課題への対応

(2)GX・エネルギー安全保障

エネルギー安全保障については、ロシアのウクライナ侵略や不安定な中東地域による資源・エネルギー情勢の複雑かつ不透明さに対応するため、強靱なエネルギー需給構造への転換を進める。需要サイドにおいては、徹底した省エネルギーを進めるとともに、供給サイドにおいては、自給率向上に貢献し脱炭素効果の大きい再生可能エネルギー、原子力の電源を最大限活用する。石油・天然ガス、銅やレアメタル等の重要鉱物の安定供給を確保するため、同志国等との協調を含めた資源外交を進めるとともに、海外での上流開発を始めとするサプライチェーンの強靱化を促進する。戦略的に余剰 LNG を確保する。国産海洋資源の確保に向け、メタンハイドレート、海底熱水鉱床、レアアース泥等の技術開発に取り組む。

○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版(令和6年6月21日閣議決定)

VI.GX・エネルギー・食料安全保障

1.GX・エネルギー

(2)強靱なエネルギー需給構造への転換と脱炭素電源の拡大

①複雑かつ不透明なエネルギー情勢への対応

エネルギー分野では、ロシアのウクライナ侵略や不安定な中東地域の資源・エネルギー情勢の複雑さ及び不透明さに対応するため、強靱なエネルギー需給構造への転換を進める。需要サイドにおいて、徹底した省エネルギーを進めるとともに、供給サイドにおいて、自給率の向上に寄与し脱炭素効果の大きい再生可能エネルギー、原子力の電源を最大限活用する。石油・天然ガス、銅やレアメタル等の重要鉱物の安定供給を確保するため、同志国等との協調を含めた資源外交を進めるとともに、海外での上流開発を促進するほか、戦略的に余剰 LNG を確保する。国産海洋資源の確保に向け、メタンハイドレート、海底熱水鉱床、レアアース泥等の技術開発に取り組む。

○G7 プーリア首脳コミュニケ(2024年6月14日)(仮訳)

<エネルギー、気候、環境>

ロシアのエネルギーへの依存のフェーズアウトを加速するという例外的な状況において、明確に規定される国の状況を条件に、例えば低炭素及び再生可能な水素の開発のための国家戦略にプロジェクトが統合されることを確保することにより、ロックイン効果を創出することなく我々の気候目標と整合的な方法で実施されるならば、ガス部門への公的に支援された投資は、一時的な対応として適切であり得る。

○GX 実現に向けた基本方針(令和5年2月10日閣議決定)

2.エネルギー安定供給の確保を大前提とした GX に向けた脱炭素の取組

(2)今後の対応

6) 資源確保 に向けた資源外交 など国の関与の強化

ロシアによるウクライナ侵略を契機に世界の LNG 供給余力がより減少するなど、世界の資源・エネルギー情勢がより複雑かつ不透明となる中、資源の大部分を海外に依存する我が国においては、化石燃料と金属鉱物資源等の安定供給確保のため、国が前面に立つて資源外交を行う必要がある。

○エネルギー基本計画(令和3年10月22日閣議決定)

5.2050年を見据えた2030年に向けた政策対応

(9)エネルギー安定供給とカーボンニュートラル時代を見据えたエネルギー・鉱物資源確保の推進

カーボンニュートラルへの道筋に様々な不確実性が存在する状況においても、エネルギー・セキュリティの確保に関しては一切の妥協は許されず、必要なエネルギー・資源を安定的に確保し続けることが国家の責務である。昨今の中東情勢の変化や新興国の需要拡大、シーレーンの不安定化、戦略物資を巡る国際的な緊張の高まり等も踏まえると、石油・天然ガスや金属鉱物資源等の海外権益獲得や国内資源開発を通じた安定供給確保は、国民生活及び経済活動の観点から重要であり、引き続き確実に達成する必要がある。

こうした状況を踏まえ、①足下で必要な石油・天然ガス等の更なる安定的な確保、②電化等で需要が拡大するレアメタル等の金属鉱物資源の更なる安定的な確保、③脱炭素燃料・技術の導入・拡大について、資源・燃料政策として一体的に捉え、我が国が資源・エネルギーの安定供給に万全を期しつつ、カーボンニュートラルへの円滑な移行を実現するための包括的な政策を推進する。

②石油・天然ガス等の自主開発の更なる推進

石油・天然ガスのほぼ全量を輸入に依存する我が国は、輸入依存度が高いことによる調達における交渉力の限界や、中東情勢等により影響を受けやすいという構造的課題を抱えている。こうした中で、石油・天然ガスの安定供給確保のためには、我が国企業が直接その開発・生産に携わる海外の上流権益確保と国内資源開発を通

じた自主開発を進めることが極めて重要である。そのため、我が国として、内閣総理大臣を筆頭とした資源外交や JOGMEC によるリスクマネー供給等を通じて、我が国企業による自主開発を推進してきた。

一方、新型コロナウイルス感染拡大に端を発した油価低迷による上流投資の減少、中東情勢の不安定化や南シナ海・東シナ海での緊張の高まりに伴うシーレーンリスクの高まり、さらには 2020 年 10 月の 2050 年カーボンニュートラル宣言や 2021 年 4 月の 2030 年度の新たな温室効果ガス排出削減目標の表明など、石油・天然ガスを取り巻く国内外の情勢は大きく変化した。

こうした中にあっても、石油・天然ガスの安定供給確保の重要性は全く変わるものではなく、むしろ、いかなる情勢変化にも柔軟に対応するための基盤として、世界的な環境意識の高まりも踏まえつつ、自主開発比率を可能な限り高めることの重要性が一層増している。このため、石油・天然ガスの安定供給確保に向けて、引き続き資源外交の推進や JOGMEC によるリスクマネーの供給等により、自主開発を推進し、石油・天然ガスの自主開発比率（2019 年度は 34.7%）を 2030 年に 50%以上、2040 年には 60%以上に引き上げることを目指す。

⑥ 鉱物資源の確保

鉱物資源は、あらゆる工業製品の原材料として、国民生活及び経済活動を支える重要な資源であり、カーボンニュートラルに向けて需要の増加が見込まれる再生可能エネルギー関連機器や電動車等の製造に不可欠である。特に、エネルギーの有効利用の鍵となる蓄電池、モーター、半導体等の製造には、銅やレアメタル等の鉱物資源の安定的な供給確保が欠かせない。他方、鉱物資源は、鉱種ごとに埋蔵・生産地の偏在性、中流工程の寡占度、価格安定性等の状況が異なり、上流の鉱山開発から下流の最終製品化までに多様な供給リスクが存在している。

これまで国は、JOGMEC を通じた海外権益確保へのリスクマネー供給や資源探査等を通じて、我が国企業による鉱物資源の安定的な供給確保を支援してきた。他方、資源ナショナリズムの高まりや開発条件の悪化等により、資源開発リスクは引き続き上昇傾向にある。また、一部のレアメタルについては、上流のみならず中流工程についても特定国による寡占化が進みつつあるという課題もある。このため、引き続き JOGMEC を通じた継続的な資源探査や開発に係る正確な情報の収集・発信等に取り組みつつ、特に需要の急増が見込まれ、供給途絶が懸念される鉱種については、リスクマネー支援を強化する。

国内非鉄製錬所は、鉱物資源のサプライチェーンの要として、高品質な金属地金供給、鉱石等の副産物であるレアメタル回収、使用済製品のリサイクルによる資源循環等の重要な機能を担っている。他方、鉱石等の品位の低下や新興国の需要拡大に伴う国際的な競争激化等を背景として、非鉄製錬所を取り巻く環境は厳しい状況となっている。このため、国内製錬所における鉱石等の調達リスクや需要の急激な変動リスク等を低減するための支援を強化することにより、特定国に依存しない強靱なサプライチェーンの構築に取り組む。また、各非鉄製錬所の得意分野を活かしたリサイクル資源の最大限の活用、製錬等のプロセス改善・技術開発による回収率向上、企業間連携・設備導入等による生産性向上等のための投資を促進していく。さらに、海外からの供給リスクを大きく低減するため、レアメタルの使用量低減技術やその機能を代替する新材料開発に向けた取組の更なる支援を行う。

レアメタルの短期的な供給途絶対策である備蓄制度については、需要家のニーズの変化や鉱種ごとの供給動向等も踏まえ、必要な備蓄量を確保するとともに、備蓄鉱種を柔軟に入れ替えるなど、機動的な対応が可能となるよう、不断に制度の改善を行っていく。

探鉱準備金又は海外探鉱準備金	27	19	19	22	20	20	21	20	19
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費	10	9	8	9	9	9	9	9	8

※出典:①令和2年度～令和4年度:租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)
②令和5～9年度:前3年度の平均値(推計)

② 適用額

(単位:億円)

年度 項目	2	3	4	5	6	7	8	9
探鉱準備金又は海外探鉱準備金	236	207	404	283	298	328	303	310
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費	48	55	33	45	45	41	44	43

※出典:①令和2年度～令和4年度:租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)
②令和5～9年度:前3年度の平均値(推計)

③ 減収額

○法人税 (単位:億円)

年度 項目	2	3	4	5	6	7	8	9
探鉱準備金又は海外探鉱準備金	55	48	94	66	69	76	70	72
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費	11	13	8	11	10	10	10	10

※出典:①令和2年度～令和4年度:租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)を基に経済産業省にて算出
②令和5～9年度:前3年度の平均値(推計)

○法人住民税 (単位:億円)

年度 項目	2	3	4	5	6	7	8	9
探鉱準備金又は海外探鉱準備金	3	3	7	4	4	5	5	6

新鉱床探鉱費 又は海外新鉱 床探鉱費	1	1	1	1	1	1	1	1
--------------------------	---	---	---	---	---	---	---	---

※出典:①令和2~4年度:租税特別措置の適用実態調査の結果に
関する報告書(財務省)を基に適用額に1.62%(法人税
割7%相当)を乗じて算出(実績推計)
②令和5~9年度:前3年度の平均値(推計)

○法人事業税 (単位:億円)

年度 項目	2	3	4	5	6	7	8	9
探鉱準備金又 は海外探鉱準 備金	9	8	20	12	13	15	14	14
新鉱床探鉱費 又は海外新鉱 床探鉱費	1	2	2	2	2	2	2	2

※出典:①令和2~4年度:租税特別措置の適用実態調査の結果に
関する報告書(財務省)を基に外形標準課税(所得割1%、
特別法人事業税率260%及び付加価値割1.26%)から試算
(実績推計)
②令和5~9年度:前3年度の平均値(推計)

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

(石油・天然ガス)

石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に50%以上、2040年には
60%以上に引き上げる。

[石油・天然ガスの自主開発比率]

平成30年度:29.4%

令和元年度:34.7%

令和2年度:40.6%

令和3年度:40.1%

令和4年度:33.4%

(非鉄金属)

我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、自主開発鉱石の輸入を
推進する(鉱物資源(ベースメタル)の自給率を2030年までに80%以
上に引き上げる。)

[鉱物資源(ベースメタル)の自給率]

平成30年度:50.2%

令和元年度:52.1%

令和2年度:50.4%

令和3年度:45.8%

令和4年度:37.7%

			<p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本措置により、探鉱開発投資が促進されることで自主開発比率の維持・向上につながり、我が国石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の安定供給確保に寄与する。</p> <p>石油・天然ガスにおける令和4年度の探鉱準備金取崩額に対する探鉱投資額の比率は概ね7割程度であり、探鉱支出の備えとして本制度を積極的に活用している。また、本措置の延長により、今後も本制度の活用による自主開発比率の維持・向上が見込まれる。</p> <p>金属鉱物における令和4年度の探鉱準備金取崩額に対する探鉱投資額の比率は、概ね8割程度であり、探鉱支出の備えとして本制度を積極的に活用している。また、我が国の鉱物資源(ベースメタル)の自給率について、算出根拠である経済産業省の統計が令和2年度で終了し、一部の代替データ利用により令和3年度から減少しているが、本制度は自給率向上の下支えとして有効であると考えられる。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>本制度は鉱業の特殊性に鑑み、探鉱費への支出を条件に所得控除を認めるものであり、我が国企業が継続的に探鉱・開発を進め、我が国への資源の安定供給を図る上で必要不可欠な制度であるとともに、鉱山操業の持続により地域経済、雇用の維持も図られることから、国民の納得できる必要最小限の措置となっている。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>補助金等の予算措置は、申請から交付に至るまでの時間を要するとともに交付決定がなされるかどうか不確実で予見可能性が低い。一方、本制度は税法上の要件を満たすことによって利用できる制度であり、準備金から探鉱費を支出することにより、特別控除が受けられることから、企業の探鉱投資を誘導、促進させる制度として補助金等よりも中立で予見可能性があることから、政策手段としての的確。</p> <p>また、本制度は鉱業の特殊性に鑑み、探鉱費への支出を条件に所得控除を認めるものであり、我が国企業が継続的に探鉱・開発を進め、我が国への資源の安定供給を図る上で必要不可欠な制度であるとともに、鉱山操業の持続により地域経済、雇用の維持も図られることから、国民の納得できる必要最小限の措置となっている。</p> <p>なお、自主開発比率等は長期的には増加傾向にあるものの、開発から時間が経過し、例えば、非鉄金属鉱山では資源価格の変動により上流権益獲得への動きが遅滞するなどの懸念があることから、石油・天然ガス及び金属鉱物資源の安定供給を確保するためには、本制度により企業の探鉱投資を誘導・促進することで、2030年に向けて引き続き自主開発比率等の向上を図ることが必要。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本制度は、鉱業経営の基盤であるが、操業の継続に伴い漸次減耗していく鉱床を新たな探鉱活動により補填(=鉱業資本を回収)することを可能とし、我が国企業による継続的に探鉱・開発を円滑に進めていく上で必要不可欠な制度である。</p> <p>本制度以外の税制措置としては、海外投資等損失準備金がある。海外投資等損失準備金は、リスクが高く、かつ、巨額の資金を要する</p>

			<p>探鉱開発事業に投資を行う者に損失に備えた準備金の積立て及びその損金算入を認め、リスクの軽減及びキャッシュフローの改善を図るものであり、民間の探鉱開発投資を促進する上で基盤となるものである。</p> <p>なお、減耗控除における海外自主開発法人への出資について、海外投資等損失準備金制度の適用は租税特別措置法上認められていない(措置法第58条第14項)。</p> <p>予算措置は、特にリスクが高いと考えられる案件等、一部のプロジェクトに対して、(独)エネルギー・金属鉱物資源機構の出資等により民間の出資負担を軽減し、民間の探鉱開発投資を支援するものとして以下事業が存在。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(独)エネルギー・金属鉱物資源機構 石油・天然ガス海外探鉱等事業への出資・債務保証(出資金) 金属鉱物海外探鉱等事業への出融資・債務保証
		③ 地方公共団体が協力する相当性	我が国の石油・天然ガス及び金属鉱物資源等について、長期的かつ持続的な安定供給を維持・確保することは、国民生活や地域産業の維持に必要であることから、法人税と併せて法人住民税、法人事業税についても同様の効果を適用することが相当である。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和3年8月(R3 経産 04)